

第1回定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成28年2月19日(金)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

- 第1号 学校給食会会則の一部改正について
- 第2号 平成28年度の給食について

(2) 報告事項

- 第1号 平成28年度一般会計予算について
- 第2号 学校給食費の滞納について
- 第3号 学校給食の危機管理について

- 4 出席者

教育長	多田 実
委員	藤本 英生
委員	桑野 聡史
委員	三宅 義雅
委員	吉原 孝

- 5 事務局出席者 給食課長
給食課長代理
給食係主査

午前10時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

それでは、第1回定例教育委員会会議に入ります前に、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。学校給食組合教育委員会会議規則に基づき、公開しておりますが、本日の傍聴希望者がおられませんでしたので、ご報告させていただきます。また、この会議の内容は、会議録にまとめ公表する予定にしていますので、会議の内容を録音させていただきます。会議録作成後に消去いたしますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

(会議資料の確認)

それでは、多田教育長よろしくをお願いいたします

○教育長

それではレジメに従って進めてまいりたいと思います。ご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今日の会議録署名委員の指定ですが、藤本委員のほうで、どうぞよろしくお願いいたします。それから前回の臨時教育委員会会議録の承認ということですが、すでに委員の先生方のところに事務局のほうからお持ちさせていただいて、ご承認いただいと聞いているんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、ご承認いただいたということにさせていただきますと思います。

それでは(1)議決事項からまいりたいと思います。第1号の学校給食会会則の一部改正について、これについては学校給食会の設置規則の第2条により、承認を求めるといような位置付けになっておりますので、事務局のほう、説明をよろしくお願いいたします。

○給食課長

給食会会則の一部改正については、平成28年1月27日の第3回給食会理事会におきまして、給食組合に教育委員会を設置した経緯について報告いたしました。給食組合に教育委員会を設置したことで、会則の改正が必要となりますので、理事会で会則の一部改正について、審議して全員一致で承認していただいております。今回、この教育委員会会議で給食会会則の一部改正について、ご決定をお願いするものです。各規則の中に学校給食組合という所が度々出て参りますが、給食組合の後に教育委員会を挿入するものと、市の教育委員会にご参加願う理事会や各委員会で、教育委員会事務局としていますが、給食組合教育委員会と区分するため、教育委員会事務局の前に関係市を入れております。この他、重要な部分について

て説明いたします。

会則、1ページ第6条、会長および副会長は、藤井寺市と柏原市の教育長の職をもって充てるとなっていますが、教育長の前に藤井寺市と柏原市を挿入しています。教育長だけですと、給食組合の教育長ともとれますので、挿入いたしました。次に、2ページ第13条の予算および決算と3ページ第16条の会則の変更については、給食組合教育委員会に報告し、承認を得なければならない。と一部改正いたしました。

新旧対照表もつけておりますので、よろしく願いいたします。

また、ご決定いただいた日を施行日とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長

はい、ありがとうございました。新旧対照表と会則の改正したものをご用意いただいておりますが、今の説明の中で教育委員会の場合、給食組合の教育委員会と両市の教育委員会がありますね。それをきちっとわかるように表現するというようなこと等です。どなたかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、提案通り承認するというようにさせていただきます。

では続いて議決の第2号、平成28年度の給食について、これについては前回の学校給食会の理事会のほうで説明し、承認もいただいたということですが、学校給食会の設置規則に従って教育委員会の承認事項ということになっておりますので、後ほどご承認いただきたいと思います。それでは事務局のほうから説明をよろしく願います。

○給食課長

平成28年度の給食について、資料No.1の日程表(案)をご覧くださいと思います。

年間の給食回数ですが、今年度と同じ回数の184回を予定しております。1学期の開始日は、4月8日の始業式の2日後の4月13日の水曜日から開始する予定にしています。2日後にしていますのは、新年度の児童・生徒数を学校から連絡をいただき、給食実施人数を整理して、牛乳・パン・ご飯等の給食物資業者への発注事務を行います関係で2日後としております。1学期の最終日は、7月15日までの64回。2学期は、9月5日から12月20日までの72回。3学期は1月13日から3月22日ま

での48回で、給食センターが稼働しております年間の給食回数が184回でございます。小学校新1年生につきましては、1週間遅らせた4月20日水曜日から給食を開始する予定です。1年生は入学してすぐの給食は、担任の先生が大変だということで、1週間遅らせています。日程表の下に、小学校の給食実施回数178回としていますが、給食センターが稼働しています184回の内、どの学校でも行事等で給食をしない日がございます。卒業式・日曜参観の代休・校外学習等で6回、給食を止めていただいて、178回としております。後程説明させていただきますが、この回数を基に1食分の費用を算出しています。中学校は、学校行事が多く16回止めていただき、184回から16回を引いた168回が給食実施回数で、小学校、中学校とも今年度と同じ回数としております。今、申しあげました行事の回数が増えた場合は、1食分を還付金として給食費を減額しています。以上簡単ですが、給食日程について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、給食の栄養と内容について、資料No.2をご覧くださいませでしょうか。まず、給食の栄養ですが、文部科学省より1日3回の食事のうち、学校給食で、1日の必要な栄養量の3分の1を摂るようにと栄養基準量が定められています。その中でも、カルシウムやビタミンB1、B2など家庭で摂りにくい物は、多く摂るような基準になっています。タンパク質に関しては、より魅力的な給食になるよう50%に基準が定められています。この栄養基準を充足できるよう栄養士が毎月献立を立てています。保護者の方々にも給食の栄養量を知っていただくために、毎月、配布しています献立表に文部科学省の栄養摂取基準と給食センターでのその月の平均栄養量を表にしてお知らせしております。

給食の内容(案)ですが、パン・米飯・牛乳は、公益財団法人大阪府学校給食会と購入契約して加工先等を決めております。大阪府下の市町村は、学校給食で使用するパン・米飯・牛乳はこの学校給食会より購入しています。府下全体で発注するので安く購入でき、安定した物資の供給が確保されます。また、農薬検査や放射能検査等の検査体制もしっかりして、安全安心な給食物資を提供してくれています。

まず、パンでございますが、今年度と同じ週1.5回で実施したいと考えております。加工先は、関西食品工業で当給食センターの食数に対応できる供給能力があり、給食時間内に配送できる立地条件も考え業者を選定いたしております。パンの大きさは、低学年、中学年、高学年と量を変えて提供しています。平成26年度に給食を開始した中学校のパンの大きさは、小学校中学年の1.5倍としています。パンの種類もここに書かれているパン以外に、アップルコップ・さつま芋パン・豆乳ロール等もあり、バリエーションのとんだパンや平成24年度より栄養士とパン業者の協力のもと、卵アレルギー児童が食べられるよう全て卵抜きパンを提供しております。

米飯は週3.5回で、委託炊飯が週3回、金曜日は麦入りご飯を提供しています。給食センターで作ります炊き込みご飯が週0.5回2週間に1回の割合で作っていますので、0.5回という表し方にしています。委託先は、パンの加工先と同じ関西食品工業です。米は、滋賀県産キヌヒカリで、学校給食専用銘柄米です。この専用銘柄米とは、産地JAの協力のもと学校給食用として特定して、各種安全検査を実施したり、不作時においても安定的に供給できる体制をとって、他の銘柄米より安価に購入できるお米

です。平成28年度の新米については、全市町村が参加できる品質試食会に栄養士が参加して産地、価格を見ながら選定しています。

牛乳は、今年度と同様に生乳100%成分無調整の200cc紙パック入りの牛乳をお届けしたいと考えております。加工先は大阪市平野区にある、いかるが乳業です。

献立の内容ですが、旬の食材を取り入れたり、郷土料理、世界の料理、行事食、ひな祭り献立としては、ちらしずし・菜の花のおひたし・ひし形ゼリー、卒業お祝い献立として赤飯や特別なデザート、今年は、学校を巣立つという意味をこめて、すだちゼリー等、見た目楽しく、栄養量も考えた給食を提供したいと思えます。

次に、給食食材料費の(案)について、資料No.3をご覧ください。保護者負担額の給食費ですが、値上げせず、今年度と同額で考えております。月額給食費ですが、給食回数の少ない月や多い月もありますが、一律の徴収額として、小学校低学年3,700円、中学年3,800円、高学年3,900円、中学校は4,300円としています。小学校新1年生は、4月だけ20日からの給食でございますので、低学年の一食分約228円の7回分を徴収することになります。1食分の内訳ですが、先程、給食回数の所で説明いたしましたが、給食実施回数、小学校178回、中学校168回のプール計算による予定額を出しています。表の中学年の所をご覧ください。牛乳価格は、大阪府で入札を行いまして府下同一価格の53.75円です。この価格は今年度の価格で、平成28年度については、3月末頃に大阪府の流通対策室で入札を行い決定いたします。パン週1.5回の平均価格が48.01円、ご飯週3.5回の平均が51.26円、パン・ご飯の主食の平均が50.29円です。1食分の合計額234.83円は、中学年月額給食費3,800円に11ヶ月をかけた、小学校給食実施回数178回で割った価格です。この1食分の合計234.83円から牛乳代とパン・ご飯の平均額を引いた130.79円がおかずにかかる費用です。中学校も小学校と同じように算出いたしますが、中学校の主食のパン・ご飯は、小学校中学年の1.5倍の量にした価格です。牛乳・パン・ご飯につきましては、現時点での価格としています。平成28年度につきましては、少し上がるものと思われまます。1食分の徴収額と還付額はそれぞれの場合によって額を決めております。非常勤職員の給食費や試食会等の試食費についても価格の変更はございません。次の資料No.4では、給食費に関連いたしまして、給食費の改定年度や改定額を年次明細表にしてお示ししておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。平成28年度の給食費については、以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料No.5の給食の配送回収計画(案)をご覧くださいと思います。配送計画の左端の番号1から12は、配送車両12台で給食を学校にお届けしております。中学校給食を開始した時に4台のトラックを増車しております。1番のトラックのコースは、11時5分に給食センターを出発して、堅下南中学校・堅上中学校・堅上小学校3校を一度に配送しています。このコースの学校は、クラス数が少ない学校で、給食コンテナ車を全部積み込んで出発します。学校名の下に書かれている時間は、学校到着予定時間です。2番のコースは、クラス数が多い学校で、1校分の給食コンテナ車しか積み込

めないで、1校分の配送が終われば、一度給食センターに戻って別の学校に行くというコースとなっています。平成28年度もこの配送回収計画で、給食をお届けしたいと思います。

以上、平成28年度の給食について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○教育長

はい、ありがとうございました。今、資料1から資料5を通して、日程、それから栄養、給食の内容に関わるところ、それから給食の食材料費、最後に配送と回収についての説明がありました。なかなか1回では分かりづらいとは思いますが、給食会の理事会のほうではご説明いただいて、了解されました。

何か、ご質問、確認、ご意見などがありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、給食日程の関係で如何でしょうか。

一応、基本的には27年度と同じ考え方でいってるということなんです。

はい、どうぞ。

○教育委員

先日、柏原市の教育委員会で委員の方々から意見がありまして、次年度というか、学校給食に関連するんですが、授業日数をもう少し確保するようなことが出来ないのか、すぐに言うことではないんですけど、年間で小学校200日、中学校で204日か205日位の授業日数があるんですけど、その辺りは変わらないんですけど、給食を早めに始めていただいて、午後からの授業を入れてはどうかとか、それとか、空調の関係もあるんですが、夏休みの9月から始まるのではなしに、8月の最後の1週間前ぐらいから2学期をスタートするとかを一度検討してはどうか、確かに、全国的に見てもほとんどが、200日ぐらいですけど、数パーセントですけど200日を超えて授業している市町村があります。検討するに際して、先程ご説明があったように始業式から2日後からスタートするお話でしたけど、それをもう少し早くできるかどうかとか、例えば、8月まるまる給食がありませんけれど、8月の最後数日間ぐらいから、中学校だけでも早めにスタートするとかというようなことが可能なのかなのか、参考までにお聞きしたい。

○給食課長

まず、8月末から給食を開始するのは出来ないことはございませんが、給食センターの改修工事や日頃出来ない修理等をまとめて夏休みに行いますので、1ヶ月半で完了させるのがぎりぎりの状況で、大きな改修工事がなければ実施できますが、老朽化する施設の改修工事があれば、その時は、支障が出ると思います。後は、児童・生徒数の連絡がきちんと取れるのであれば問題はないかなと思います。

○教育委員

例えば、始業式の午後から勉強するのは酷かもしれませんが、翌日の午後から勉強しようと思えば、4月の新学期は無理かと思いますが、2学期、3学期はできないことではないですね。

○給食課長

児童・生徒数が関わってきますが、2学期であれば、1学期の終わりの人数で2学期を開始するのは可能だと思います。

○教育委員

柏原市の教育委員会で検討せよと言うことで、これから検討にはいるところで、いきなり29年度からなるとは限りませんが、そのようなお話がありましたので。

○教育長

はい、ありがとうございました。これまでも各校長等からも同じような、給食日数を増やすことについてのご意見等、多々ありました。給食が始まるまでの間、保護者のほうに弁当を持って来るようお願いして、授業日数のためにということやってきた経験もあるんですが、これはもうみんなに共通した課題として、これからはエアコン等も学校に設置されるようなことになりまして、夏休みの期間も変わるということになって管理運営規則等も変えられるということが起こってくる可能性もあります。ひとつ検討課題ということで、この委員会においても検討していきたいと思っております。

はい、日程の件はそれでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

あと、栄養の関係の説明もございました。それからパン、米飯、牛乳の取り扱いも含めてのご説明もあったんですが、オール大阪で入札というふうなことで、安全と比較的安価ということで対応していただいてるということでございます。給食費の食材料費のことで何かございませんか。

27年度と同額ということで、これはいつ以来の額かということも、次の資料4を見ていただければと思いますが、平成26年度からですね、この表を見ますとね。

○給食課長

平成26年度に中学校開始と同時に給食費を改定していただきました。

○教育長

そうですね。消費税が8パーセントになった時期でもありますね。ということで、今年度も据え置くということでございます。

では、最後に配送の関係、これも理事会のほうでご意見も出たところですが、これは理事会での提案と一緒にですか。

○給食課長

はい。変えておりません。

○教育長

変わってないですか、はい。

それでは、全体とおしてよろしいでしょうか。

では、今の提案通り承認ということで、扱わせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認ということで、どうぞよろしく申し上げます。

それでは次の報告事項にまいりたいと思います。第1号の平成28年度一般会計予算について、事務局、よろしく申し上げます。

○給食課長

平成28年度学校給食組合会計予算の内容について、ご説明させていただきます。お手元の予算書1ページをお開き願います。平成28年度の予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650,797,000円と定め、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算に定めるものです。それでは、歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、主な内容を歳出から説明させていただきます。9ページをお開き願います。今年度に教育委員会が設置されたことにより、平成28年度より新たに給食組合教育委員会事務局の運営に当たって、給食課を設けた関係で、予算科目も新たに設けました。款3教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費より説明いたします。目1教育委員会費の

167,000円の主なものは、教育委員3名の報酬でございます。目2事務局費501,240,000円、主なものは、人件費として事務職員6名と調理職員、パート調理員合わせて72名の給料、職員手当、共済費、賃金の合計で318,264,000円、11需用費では、光熱水費で62,000,000円、修繕費で6,640,000円。これは、食缶消毒保管庫の蒸気放熱管の取替と施設や機械器具の緊急修繕費の費用です。13委託料の学校給食配送委託料81,051,000円でございますが、平成28年度は、5年の長期継続契約の最終年度で7月に契約が終わります。それに伴い、再度5年の長期継続契約の入札を行い業者を決定するわけですが、現在の配送車の内8台は15年を経過した車で、継続使用が困難であり、新車を導入する必要がございます。また、運転手の人件費も5年前の契約のままでございますので、人件費アップも考えられます。その分も含めました額を計上しております。

18備品購入費の6,700,000円は、18年間使用している野菜を切るスライサー2台を買い換える費用が主なものでございます。

歳入について、説明させていただきます。5ページをおねがいします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合費分担金でございますが、関係市の分担金として藤井寺市より313,765,000円、柏原市より336,621,000円、合計650,356,000円で、今年度より69,356,000円の増額でございます。この増額分の主なものは、職員の退職手当が主なものでございます。分担金の内訳でございますが、組合規約に基づき投資的経費該当分として両市均等割り分が、4,917,000円ずつで、管理運営に要します経費は、児童・生徒数割分で、藤井寺市308,848,000円、柏原市331,704,000円でございます。この児童・生徒数は、平成27年9月現在の両市の児童・生徒数の合計により按分しております。以上でございます。

○教育長

28年度の一般会計予算のご報告をいただきました。これについては、2月5日の組合議会において提案、承認されていることでございます。今、ご説明がありましたが、何かご質問等、ございますでしょうか。

増えている要因というのは、職員の退職手当関係。それから配送の業者への委託料ということで。

如何でしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○教育委員

5ページの組合費分担金の説明がありましたが、均等割りと児童数割の金額の分け方になにかあるんですか。

○給食課長

均等割りは投資的な経費分で、組合規約でも決めています、1件200万円以上の修繕や備品購入については、均等割りで分担金をいただいております。

○教育委員

均等割り合計が9,834,000円は、投資的経費で、管理運営の消費的な経費が児童数割の額となる訳ですね、分かりました。

○教育長

これは何か、きちっとしたもので定められてるんですかね。

○給食課長

組合規約で定められています。

○教育委員

この建物を修繕したり建替えとなれば半々になるんですね。

○給食課長

そこは、協議が必要になると思います。

○教育委員

分担金の増えた分は人件費、特に退職者のというお話でしたが、年々、その部分が増えることが、今後、大量に5人とかになれば、かなり負担が大きくなるということですね。

○給食課長

これから退職者が出てまいります。平成28年度は、予算計上していますが、事務職員3名退職します。

○教育長

それは定年退職、ですね。

その次の年には、おられるんですか。

○給食課長

次は、2年後に調理員の退職者がです。

○教育長

新しい方、また新採の方を雇用という形になるんですね。

○給食課長

事務職員が平成28年度に3名退職いたしますので、事務の引き継ぎもございまして平成28年度に3名新採用いたしました。

○教育長

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の1号は終わりということで、次の第2号、学校給食費の滞納ということについて、事務局、よろしくお願いします。

○給食課長

学校給食費の滞納事務については、平成25年10月に給食組合に給食費対策委員会を設け給食費の滞納問題について、協議しておりましたが、平成26年度4月の中学校給食開始と同時に全小学校の給食費滞納分を全て給食組合に移管し、今後、発生するのであろう中学校の給食費滞納分も含めて滞納事務を進めることになりました。このことは、平成26年度中学校給食実施に向けて両市の市長、教育長、教育委員会関係者からなる中学校給食協議会で決定されました。以上のことにより、現在行っている給食費滞納事務について、報告いたします。まず、学校と給食センターでの対応は、滞納・回収フローチャートを基に行っています。資料をつけさせていただいておりますが、このフローチャートでは、滞納世帯3ヶ月以上の者に対しては、学校から校長名で督促通知や電話での督促をいたしますが、支払に応じない滞納世帯4ヶ月以上になりますと、学校より滞納状況報告書が給食センターに提出されますと、その家庭の滞納給食費が移管され対応することになります。給食センターでは、この滞納世帯に対して、まず、催告書を送付します。送付後、7ヶ月以上滞納している場合、再催告書を送付します。ここでは、法的措置をとる内容の通知です。その後の措置としては、通告書で裁判に入る通知をして、裁判の手続きに入るというフローチャートで示しております。滞納世帯に通知する文書でございしますが、4ヶ月以上の滞納した世帯には、様式1の催告書を送付します。ここでは、給食費の滞納期間と滞納額を示して通知します。様式2の学校給食納入誓約書ですが、生活が厳しくて一括納入ができない場合は、無理のない範囲で分割で支払えるよう納付計画書を提出するような措置を取っています。7ヶ月以上滞納している滞納世帯には、この誓約書と様式3-1再催告書を送付します。再催告書では、法的措置を取るという強い文書のものになっています。

様式3-2は、卒業生保護者宛の通知です。様式4の通告書は、裁判所への支払督促を行う通知です。それでも支払に応じない場合は、様式5の再通告書で、支払督促の裁判を行う通知をするという流れで、滞納事務を行っています。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。滞納の額は、かなりあるんですがね。それをどう取り扱うかっていうことについての説明が中心だったと思います。3ヶ月までは学校で努力していただくと、4ヶ月以上になれば、督促に関わって、催告といったことはセンターに事務移管ということになっております。まあそんなことで、今、ご説明いただいたことで何か、ご質問等ございますでしょうか。

○教育委員

滞納が3ヶ月以上までは、学校に一応お任せすることになっていますが、学校での努力で出来るだけ短い期間で、1ヶ月滞納したら学校でどんどん督促する。逆に委員会から学校に依頼してはどうか。給食費を溜めてしまうと支払うのが難しくなるのか、あるいは気持ちの問題なのか。短い期間でどんどん督促をしてもらうことが良いのではと思います。

○教育委員

今のことに関連して、督促の様式の定めはなく、学校長名で学校で作っているということですか。

○給食課長

はい、そうです。

○教育委員

様式1の催告書から様式がありますけれど、年間の件数はどれぐらいありますか。4ヶ月以上で催告書、7ヶ月以上で再催告書を出しますが。法的措置をとる通告書はありませんが、再催告はどの程度あるのか。

○給食課長

件数はかなりあります。4ヶ月で催告書を出した家庭は、滞納が続くのがほとんどで、催告書と再催告書と同時に出す場合が多いです。100件以上ございます。

○教育委員

通告はまだでていないということですが、再催告書で厳正な法的措置を取りますよと通知しても支払わない。

○給食課長

卒業されている家庭は全く連絡がつかない、再催告書は郵送して戻ってきませんので家には届いていると思いますが。電話なども非通知されていて出ていただけない状況です。

○教育委員

卒業したら給食費は取れないのでは、引越したらどうにもならない。

○教育委員

引越しをされると追いかけることができない。
それまでに何とかしないといけない。

○教育委員

学校では、家庭訪問していますね。
郵便は、内容証明ですか。

○給食課長

内容証明での郵送は、裁判を行うという通知の時にいきます。

○教育委員

卒業してしまうとなかなか難しいと思います。奨学金でもそのような問題がありますが、就職先の給料の中から引き落とすような措置をしていますが、そこまで、追跡できるかどうか。

○給食課長

裁判後は、差し押えまで行くことになるかと弁護士の先生も言われていました。在校生の家庭で差し押さえは問題かなと思います。

○教育委員

それは、教育的配慮で全部片付けられるものでもない。

○教育委員

差し押さえしなかったらしなかったで、また問題にもなりますしね。

○給食課長

滞納通知が、学校からではなく給食センターからあったことで、保護者の方は支払う意思を示したり、全額支払があったりと、何らかの成果があったように思います。

○教育委員

請求権がありますので、1年間、続けて通知する必要があります。

柏原市では、公会計にするために何をクリアしないといけないのか調べるように指示していますが、出来るだけ早い時期に訴訟手続きできるようにしたいと思っています。

○教育長

はい、ありがとうございました。

ほか、ございませんかね。

この間の理事会でも学校長に対して、学校で対応する間について、なお一層の努力というようなこともお願いしたんですが、あと、それぞれの学校がどういう形で対応しているかというのは、私たちにも詳細には分かりません。また、そういったあたりも確認する必要もあるかなというふうなことも思います。それから、弁護士さんと相談して裁判に持っていく手続きということで、今少し出たんですが、やはり前提として公会計であることというようなご意見もあるようで、例えば大阪市などはそちらのほうに切り替えたというふうなことも聞いております。今回、学校給食会が教育委員会に基づいた組織に位置づけられたということで、それが、公会計ということで見なしてもらえるのかどうか、こういったあたりも、今後の弁護士さんとの話になるらしいので、それが、まだ駄目だというなら、また、きちっとした公会計という形に進めていかなきゃいけないというふうにも思っています。

また、新聞でありましたように、いわゆる払わない人には給食は無しにするという、そういうプリペイド式とか選択制というようなことも検討しないといけないのかというようなこともありますが、これはこれでまた、いろいろと教育上の問題も出てくるということもあります。なかなか悩ましい問題ですが、粘り強く、この教育委員会の主な仕事だというふうにも思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではこの件はこれで終わらせていただきます。

では第3号、学校給食の危機管理ということで、どうぞよろしくお願ひします。

○給食課長

学校給食の危機管理ということで、緊急事態発生時の対応として、1. 食中毒発生(疑い) 2. 危険異物混入 3. 給食物資の事故というように、三つに分けてその対応に付いて、お示ししています。これは、ずいぶん前に作って理事会にも報告されていましたが、今回、給食センターでの危機管理がどうなっているのかというお声も頂戴し、また、教育委員会設置に伴い内容の一部を見直したものを両市の教育委員会とも協議して、基本となる危機管理マニュアルを提示させていただきました。また、8ページから11ページの異物混入防止対策と一般異物の対応について、学校と給食センターでの対策や対応を新たに追加させていただきました。この危機管理の内容につきましては、1月27日の理事会で報告させていただきましたが、まだまだ、改善しないといけない箇所がございました。今後、理事会で校長先生方のご意見を頂戴して、良いものを作りあげて行きたいと思っております。校長先生から学校長として責任が重たいし、どこで学校長判断をしたら良いのか難しいので、きちんと定めたものが欲しいというご意見もいただきました。今回の危機管理は基本となるものでございますので、良いものを作っていくとおもいます。それと、本日の参考資料として配らせていただきました購食物資の規格表でございます。これは、給食センター独自で作った規格表でございます。給食物資の購入も細かい基準を設けて安全な給食物資の選定に当たっていることも知っていただきたいと、参考資料として提示させていただきました。以上でございます。

○教育長

はい、ありがとうございました。

理事会のほうでも、いろいろとご意見が出ました。異物混入と言いましてもいろんなケースがあります。センターで混入する場合、それから配送後、学校において、それがどちらか分かりづらいというケースもあります。直接、学校に配送されるものについての問題。様々なケースを想定して、まずはどういうふうにするかと。また、一番悩ましいのが、学校長としての判断ということになりますが、やっぱりひとつの共通した判断で、基準のようなものを示してほしいというようなことは、校長先生方の思いでございました。それともうひとつは、異物混入した場合の情報の共有と言いますか、それをやっぱり全部に知らせることが必要だろうと、リアルタイムで情報を共有するというふうなことも強く求められておられました。そんなことも含めて、まだまだ現実に、もう食べ始めてからこういうことがあったとか、じゃあそこでやめさせるのかと。やめさせたら代わりはどうするのかと。様々な問題があります。止めなきゃいけないものと、その部分だけ除けば、他まで全部、駄目だというような対応が出来るのかどうか。なかなか、紛れ込んでいる物によっても変わるということもありますので、これについては、時間もちょっと、いっぱい掛けられないんですけども、いろいろ具体的な意見も聞きながら、よりベターなものを作っていくというふうに、センターのほうでも考えておりますので、どうかよろしくご理解いただけたらと思います。

ではこの件、これでよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上、全体通して何か、この機会にということがありましたらお願いします。

○委員一同

「なし」の発言

○教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議決事項、それから報告事項、これで終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時37分